

令和2年5月1日

保護者 様

下関短期大学付属第二幼稚園
園長 寺本 明生

新型コロナウイルス感染症に係る園の対応について2

このことについて、本市から市内の幼・保・こども園に登園自粛期間の延長についての通知がありました。長い間家で過ごしていた子どもたちを始め、誰もが再開を待ち望んでいましたが、もう少し辛抱していただき、みんなの力で感染防止の取組を継続し、安心して園が再開できる日を迎えるしかありません。

つきましては、本園も下記のとおり対応し、感染の収束に向けた取組を実施しますので、ご理解の上ご協力をお願いします。

なお、市の通知も併せてお知らせします。

記

1 現在ご協力をお願いしている登園の自粛を5月10日（日）まで延長します。

- (1) 5月11日（月）以降の対応については、7日（木）に改めてお知らせします。
- (2) やむを得ず登園を希望される方は、引き続きお預かりします。

2 4月分の給食費及び通園バス利用料は、6月に減額調整します。（対象の方のみ）

園では、会計処理を電算システム上で行っているため、精算が翌々月となりますことをご了承ください。

3 行事の中止・延期を追加します。

- (1) 5月8日（金）の体育教室、12日（火）の英語で遊ぼうは延期し、日を改めて実施します。（11日のガッツ体育教室もありません。）
- (2) 5月21日（木）の内科検診は中止します。また、園児の尿検査は、6月10日（水）に延期します。

以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

下 幼 第 9 4 5 号
令和2年（2020年）5月 1日

保護者の皆様へ

下関市こども未来部幼児保育課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う登園自粛要請期間の
延長について

緊急事態宣言の対象期間は、令和2年5月6日までとなっており、本市においても登園自粛要請期間を令和2年5月6日までとしていますが、5月1日現在において、緊急事態宣言の延長若しくは解除の方向性については明らかにされていないのが現状です。

そこで、本市においては、連休明け直後の保育所等の安定的な運営を確保するためにも、下記のと通りの対応とすることとしましたのでお知らせします。

保護者の皆様には、登園自粛要請の期間が延び、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いします。

記

1 登園自粛要請期間の延長

国の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、登園自粛要請期間を令和2年5月10日（日）まで延長します。

2 今後の対応

5月11日（月）以降の保育所等の対応については、国や県の判断等を踏まえ、5月7日（木）以降に改めてお知らせします。

保護者の皆様も確実に御対応いただくためにも、市ホームページも御確認いただくようお願いいたします。

【市ホームページ】

「新型コロナウイルスに関連したお知らせ」

「新型コロナウイルス感染症に関する各種情報」

「児童・生徒の皆さんへ」

以上

下関市こども未来部幼児保育課 電 話：231-1722 F A X：231-1995
--